



壬生町公示第 14 号

下記に係る書類については、住居所不明等のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

当該書類は、壬生町役場に保管してあるので、送達を受ける者の申し出があるときは、交付する。

（注 意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和8年 6 月 2 日

壬生町長 小 菅 一 弥



送達する書類の名称

令和8年度国民健康保険税 過年度第2期更正決定通知書

送達を受けるべき者の氏名

木村 竜二